

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第54号）

1 県民税

法人税割の税率を100分の1とし、特例税率を100分の1.8とすることとした。（第37条、附則第19条、附則第19条の2関係）

2 事業税

地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に伴い、法人の事業税の税率の特例措置を廃止することとした。（附則第20条の2の5関係）

3 自動車取得税

自動車取得税を廃止することとした。（目次、第3条、第8条、第84条～第98条、附則第24条～第24条の2の4関係）

4 自動車税

(1) 環境性能割

ア 自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度に応じ、自動車に対して課する環境性能割を定めることとした。（第8条、第102条～第107条の7関係）

イ 環境性能割の税率及び課税標準に係る特例措置を講ずることとした。（附則第24条の9～第24条の11関係）

ウ 対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと局長が認める自動車を平成31年3月31日までに取得した場合における当該自動車に係る環境性能割の納税義務を免除することとした。（附則第24条の12関係）

(2) 種別割

ア 現行の自動車税を種別割に改めることとした。（第8条、第107条の8～第107条の22関係）

イ 種別割の税率の特例措置の対象となる範囲を改めるとともに、その適用期限を平成29年度まで延長することとした。（附則第25条関係）

ウ 対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと局長が認める自動車を取得した場合における当該自動車に係る取得年度及び翌年度分の種別割の納税義務を免除する特例措置の適用期限を平成31年度まで延長することとした。（附則第25条の2関係）

5 その他

(1) 様式を定める規定について、所要の整備をすることとした。（第36条、第72条、第72条の2、第77条、第78条、第98条、第99条の17、第99条の18関係）

(2) 租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（附則第18条の2の6関係）

(3) その他所要の整備をすることとした。（目次、第10条、第21条、第40条、第47条、第66条の2、第80条～第83条、第100条、第101条、附則第23条の3、別表関係）

6 施行期日等

(1) この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日から施行することとした。（附則第1条関係）

ア 5(1)及び(3)（第40条及び第47条関係に限る。）並びに6(3)エ 公布の日

イ 5(2) 平成29年1月1日

ウ 1から4まで及び5(3)（第40条及び第47条関係を除く。）並びに6(2)及び(3)アからウまで 平成29年4月1日

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条～第5条関係）

(3) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。（附則第6条～第12条関係）

ア 岩手県証紙収入整理特別会計条例

イ 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例

ウ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第1条の規定による改正前の特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例

エ 岩手県産業廃棄物税条例

◎企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第55号）

- 1 企業立地の促進等のための集積区域内において県税の課税免除の適用を受ける特定事業のための施設の設置に係る基本計画の同意の期限を平成29年3月31日（現行平成28年3月31日）まで延長することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日等
 - （1） この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用することとした。（附則第1項関係）
 - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第56号）

- 1 復興産業集積区域内において県税の課税免除の適用対象となる施設又は設備の新設又は増設の期限及び指定事業者又は指定法人に係る指定の期限を平成29年3月31日（現行平成28年3月31日）まで延長することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日等
 - （1） この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用することとした。（附則第1項関係）
 - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（条例第57号）

- 1 地域再生法第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内において同法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って同号に規定する特定業務施設を新設し、又は増設した同項に規定する認定事業者に対する県税の不均一課税に関し必要な事項を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。（第1条関係）
- 2 県税の不均一課税について定めることとした。（第2条関係）
- 3 不均一課税の申請手続について定めることとした。（第3条関係）
- 4 不均一課税の決定及び通知について定めることとした。（第4条関係）
- 5 他の条例との関係について定めることとした。（第5条関係）
- 6 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第58号）

- 1 選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。（第4条関係）
- 2 ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。（第6条、第8条関係）
- 3 ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。（第11条関係）
- 4 施行期日等
 - （1） この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第59号）

- 1 医療法第46条の4第6項の特別代理人の選任に係る事務を盛岡市が処理することとする事務から除くこととした。（別表第2関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成28年9月1日から施行することとした。（附則関係）

◎自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（条例第60号）

- 1 自殺対策緊急強化基金条例の有効期限を平成29年12月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第61号）

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(1) 保育所（適正な運営が確保されている保育所として規則で定める要件を満たすものに限る。（2）において同じ。）に係る保育士の数の算定について、当分の間、幼稚園教諭の普通免許状を有する者等を、一定の数の範囲内において保育士とみなすことができることとした。（附則第14項～第16項関係）

(2) 保育所について、第44条第2項ただし書の規定により置くべき保育士の数が2人となるときは、当分の間、保育士のうち1人を、保育士と同等の知識経験を有する者とするすることができることとした。（附則第17項関係）

(3) その他所要の整備をすることとした。（附則第13項関係）

2 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(1) 幼保連携型認定こども園（適正な運営が確保されている幼保連携型認定こども園として規則で定める要件を満たすものに限る。（2）において同じ。）について、第3条第2項ただし書の規定により置くべき園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が2人となるときは、当分の間、職員のうち1人を、保育教諭と同等の知識経験を有する者とするすることができることとした。（附則第10項関係）

(2) 幼保連携型認定こども園に置くべき職員を、当分の間、一定の数の範囲内において小学校教諭の普通免許状を有する者等とすることができることとした。（附則第11項～第13項関係）

(3) その他所要の整備をすることとした。（第3条関係）

3 認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正

(1) 第3条第1項後段の規定により置かなければならない教育及び保育に従事する者の数が2人となるときは、当分の間、当該者のうち1人を、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は保育士の資格を有する者と同等の知識経験を有する者等とすることができることとした。（附則第2項関係）

(2) 園児の保育又は教育及び保育に従事する者を、当分の間、一定の数の範囲内において幼稚園教諭の普通免許状を有する者等とすることができることとした。（附則第3項～第6項関係）

(3) その他所要の整備をすることとした。（附則第1項関係）

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例（条例第62号）

1 土地改良法施行令の一部改正に伴い、国営土地改良事業に係る負担金の利率を、土地改良法施行令第53条第2項の農林水産大臣の定める率以内で知事が定める率に改めることとした。（第3条関係）

2 その他所要の整備をすることとした。（第4条関係）

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎林業技術センター条例の一部を改正する条例（条例第63号）

1 知事の許可を要する研修にいわて林業アカデミーを加えることとした。（第3条関係）

2 いわて林業アカデミーに係る受講料について定めることとした。（第6条関係）

3 研修の許可を取り消された場合等における受講料の額の特例について定めることとした。（第7条関係）

4 不還付及び免除に係る規定に受講料に係る規定を加えることとした。（第10条、第11条関係）

5 その他所要の整備をすることとした。（第8条、第9条、第12条、第13条、別表関係）

6 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第64号）

- 1 岩手県立御所湖広域公園の有料公園施設から水泳プールを除くこととした。（別表第1、別表第3関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第65号）

- 1 県営住宅に県営嬉石第2アパートを加えることとした。（別表関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎花巻空港管理条例の一部を改正する条例（条例第66号）

- 1 給油作業における航空機及び給油装置の電位零の地点への接地を要しないこととした。（第6条関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）